

第39号議案

「新興出版社啓林館 東京支社 第二回親子イベント～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ秋祭り～」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年10月16日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子



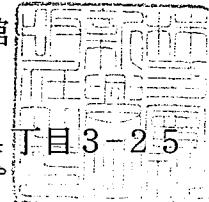
別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2018年10月1日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） 株式会社 新興出版社啓林館



住所（所在地） 〒543-0052  
大阪府大阪市天王寺区大道4丁目3-25

代表者名 (ふりがな) さとう てつや

佐藤 徹哉

代表者連絡先 固定電話：03-3814-6274  
(事務担当者) 携帯電話：080-3775-9113  
事務担当者：中嶋 朋宏 (なかしまともひろ)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催 後援名義を使用したく、  
申請します。

記

事業名	新興出版社啓林館 東京支社 第二回 親子イベント ～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ 秋祭り～		
実施期間	2018年 11月 18日（日）から	2018年 11月 18日（日）まで	（ 1 日間）
実施場所	株式会社新興出版社啓林館 東京支社（住所：東京都文京区向丘2-3-10）		
事業内容	目的※	・区内在住の子供達が、普段は体験できない科学の楽しさを感じたり 動物との触れ合いを体験してもらうことができる。 ・上記体験を通じて、理科への興味・関心を高めることができる。	
	内 容	科学実験をネタにしたサイエンスマジックショー、親子でつくるハンドクラフト、小動物と触れ合える移動動物園 など	
	対象者	文京区内在住の幼児・児童生徒・保護者 (参加予定人員 400 人)	
	参加費	無料（ハンドクラフトに関して、体験料として材料費300円を徴収予定）	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文京区社会福祉協議会、文京区内町会		
備 考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない			

※「目的」は、「教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

株式会社 新興出版社啓林館

平成 30 年 6 月 22 日

文責：岩瀬 友和

## 企画書

新興出版社啓林館 東京支社 第二回 親子イベント  
～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ 秋祭り～

事業の名称	新興出版社啓林館 東京支社 第二回 親子イベント ～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ 秋祭り～
開催の趣旨	昨年の 12 月に開催した親子イベント第一回サイエンスカフェでは、来場者数は当初計画を大幅に上回る約 400 名となり、成功をおさめた。地域への貢献とブランドイメージ向上を図ることを趣旨としており、継続性が必要であることから、昨年同様、第二回サイエンスカフェを開催する。今回は目玉企画としてサイエンスマジックショーをはじめとして、ハンドクラフト、移動動物園等盛り沢山な内容とし、親子で体験しながらサイエンスの楽しさに触れ、興味・関心を喚起させる。
日時	平成 30 年 11 月 18 日（日）10:30~16:00
会場	株式会社新興出版社啓林館 東京支社
主催	株式会社新興出版社啓林館
事業内容	1. キャラメルマシーンによるサイエンスマジックショー 2. 親子で作るハンドクラフト（UV レジン体験・スクイーズ作り） 3. ミニ動物園 4. おうちレッスン体験会・新興版商品の販売 など
後援団体(予定)	文京区教育委員会・文京区社会福祉協議会・文京区町会連合会
スケジュール	次ページに記載
実施時の安全性と衛生	本事業の実施に当たっては、安全上及び公衆衛生上の適切な措置を講ずるものとする。
来場目標人数	幼児・児童生徒・保護者 400 名（延べ来場者数）
参加対象	保育園・幼稚園の未就学児・小学校児童生徒及び保護者
参加費	無料（ハンドクラフトに関して、体験料として材料費を徴収予定）
事業予算	900,000 円（予定）※次ページに記載
広報	後援団体や文京区内の図書館、児童館、向丘地域学習センターにチラシを配布する。また、11/17 開催予定の文京区ボランティア祭でもチラシを配布する。
準備委員会 (9名)	(座長) 岩瀬友和 (副座長) 柴田智之 (委員) 中嶋 朋宏・湯浅 嘉晃・橋本健作・内田 智之・尾崎 友香・菊池 康太・栗原 茗子

スケジュール（仮） 10:30～ 会場オープン

①講演会 『キャラメルマシーンのサイエンスマジックショー』(ICT ルーム)

3回講演 11:00～ / 13:00～ / 15:00～ 1回 60名を想定。

②親子で作るハンドクラフト（第2会議室）

運営：(株) Mプランニング 代表取締役：藤本美郷 <http://www.m-plan.net/index.html>

10:30～15:30 約150組を想定 UVレジン体験とスクイーズ（1組約30分）

※材料費として300円～500円で材料費として体験料を徴収予定。

③ミニ動物園（駐車場） 運営：(株)どうぶつむら

10:30～15:00

④おうちレッスン体験会・新興版商品の販売・バンジーチャイム、キッズルーム等（第1会議室）

10:30～16:00

⑤飲食スペース解放（食堂） 10:30～15:30

16:00 閉場

## 事業予算書

事業名

新興出版社啓林館 東京支社 第二回 親子イベント  
～サイエンスフェスティバル 親子で楽しむ 秋祭り～

団体名

株式会社 新興出版社啓林館

収 入	単位:円	支 出	単位:円
<b>事業予算</b>			
ハンドクラフト体験料(@300円 × 200名)	900,000	装飾用材料費	50,000
	60,000	オリジナルTシャツ作成費用	120,000
		風船購入費	20,000
		カフェ材料費	50,000
		キャラメルマシーン講演料	200,000
		移動動物園費用	200,000
		ハンドクラフト体験講師・材料費	200,000
		チラシ製作費	100,000
		講師昼食代	20,000
<b>計</b>	<b>960,000</b>	<b>計</b>	<b>960,000</b>

2018年 8月 28日

(備 考)

# 定 款

株式会社新興出版社啓林館

# 株式会社新興出版社啓林館定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、商号を株式会社新興出版社啓林館と称する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. 教科書および参考書類の刊行
2. 学芸図書の発行および一般図書類の出版
3. 添削指導および電話回線・コンピューターシステム等の事務機器による学習指導業務
4. 不動産の賃貸
5. 前各号に付帯するいっさいの事業。ただし、官庁の許可を要するものを除く。

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

### (広告方法)

第4条 当会社の広告は、掲載してする。

### (機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は400万株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第9条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第12条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書(作成後3か月以内のもの)を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社

所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

- 2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第12条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書(作成後3か月以内のもの)の提出をもってこれに代えることができる。
- 3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第13条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもってその事業年度に関する定期株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 3 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利行使する株主と定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会決議事項)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

#### (招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集する。

2 臨時株主総会は隨時必要がある場合に招集する。

#### (招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

3 取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選任されたものがこれに代わる。

#### (議決権の代理行使)

第19条 株主は、当該株主の親族又は当会社の他の株主を代理人として議決権を行使

することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第21条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2 前項の議事録は、株主総会の日から10年間、その本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第23条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第24条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第26条 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第27条 取締役会の決議により、取締役のうちから社長、会長、副社長、専務及び常務を若干選定することができる。

- 2 前項により、役付取締役をおいたとき、社長は会社の業務を統括し他の取締役は社長を補佐し、且つ会社の業務を分掌する。
- 3 社長に事故あるときは、第1項の順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

- 第28条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役に対して発するものとする。  
但し、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。
  - 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

- 第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数により決する。

(規則)

- 第30条 取締役会の決議により、株式の取扱手数料に関する規則、取締役会の運営に関する規則を定めることができる。

(取締役会の決議等の省略)

- 第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

- 第32条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

- 第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

### (監査役の権限の範囲)

第34条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

### (員数)

第35条 当会社の監査役は、2名以内とする。

### (選任及び解任の方法)

第36条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

### (報酬等)

第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剩余金の配当等)

- 第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。
- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

- 第41条 剩余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

- 第42条 本定款に定めなき事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

昭和24年 1月 1日作成  
昭和24年 2月 25日改正  
昭和25年 8月 1日改正  
昭和26年 2月 19日改正  
昭和26年 10月 15日改正  
昭和31年 2月 27日改正  
昭和32年 2月 23日改正  
昭和32年 9月 23日改正  
昭和33年 2月 27日改正  
昭和33年 6月 18日改正  
昭和36年 3月 17日改正  
昭和37年 9月 10日改正  
昭和40年 2月 1日改正

昭和41年 2月10日改正  
昭和41年12月15日改正  
昭和44年 9月 5日改正  
昭和44年12月15日改正  
昭和46年 4月28日改正  
昭和46年11月26日改正  
昭和50年11月27日改正  
平成 4年 1月16日改正  
平成 6年12月15日改正  
平成18年12月15日改正

## 役員名簿

次のとおり、提出いたします。

役職名	氏名(ふりがな)	生年月日	性別
代表取締役会長	そがわ としひこ 曾川 敏彦	昭和15年3月20日	男
代表取締役社長	さとう てつや 佐藤 徹哉	昭和17年3月7日	男
常務取締役	ほんま ふみかつ 本間 文勝	昭和38年9月15日	男
常務取締役	さか 坂 ひろし 坂 宏	昭和39年9月19日	男
取締役	さかた 塚田 としあき 坂田 俊明	昭和40年11月9日	男
取締役	そがわ たかあき 曾川 誉章	昭和47年9月18日	男
取締役	つるた 鶴田 まさる 鶴田 勝	昭和39年1月11日	男
取締役	きたがわ かよこ 北川 賀世子	昭和49年3月27日	女
取締役	さとう さとし 佐藤 諭史	昭和48年7月20日	男

平成30年9月28日

住所(又は所在地) 大阪市天王寺区大道4丁目3番25号

社名及び代表者名 株式会社新興出版社啓林館

代表取締役社長 佐藤 徹哉

